

# 綾瀬市教育委員会会議録

令和5年3月定例会

令和5年3月28日開議

綾瀬市教育委員会

## 出席委員

教	育	長	袴田	毅	君	
教	育	長	職務代理者	田中	恵吾	君
委		員	平出	恵子	君	
委		員	亀ヶ谷	由美子	君	
委		員	齊藤	隆訓	君	

## 事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司	君						
教	育	総	務	課	長	佐藤	三浩	君				
参	事	兼	学	校	教	育	課	長	堺	千津子	君	
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	森山	秀徳	君
参	事	兼	教	育	指	導	課	長	上山	智也	君	
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	生駒	美穂	君	

## 書記

教育総務課総務担当総括副主幹	石井	久子
教育総務課総務担当主事	野尻	裕一

令和5年綾瀬市教育委員会会議3月定例会議事日程

令和5年3月28日（火）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第7号議案	綾瀬市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則
日程第3	第8号議案	綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則及び綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

報告

日程第4	第3号報告	令和4年度第5回綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
------	-------	--

協議事項

日程第5	協議事項1	綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針及び適正規模・適正配置の実施に関する方針の素案について
------	-------	--

追加議案

日程第6	第9号議案	臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事異動について）
------	-------	--------------------------------------

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はありませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名議員に、亀ヶ谷委員を指名いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の追加議事日程についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、「日程第6 第9号議案 臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事異動について）」を追加議事としたいと思います。

これにご異議はございませんか。

（ 異議の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

また、ただいま追加議事といたしました第9号議案につきましては、人事に関するものであるため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第1号の規定により、また、「日程第4 第3号報告 令和4年度第5回綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、同規則第8条第1項第3号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本2件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第9号議案及び第3号報告は、非公開審議とすることに決しました。

なお、議事進行上、第3号報告につきましては、最後に審議いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第7号議案 綾瀬市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則」について、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第7号議案 綾瀬市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則」について、ご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

提案理由でございますが、上段に記載のとおり、個人情報の保護に関する法律の改正により、「綾瀬市教育委員会の所管に係る綾瀬市個人情報保護条例施行規則」を廃止するとともに、「綾瀬市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則」を制定いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から、これまで地方公共団体の条例によって規定されていた個人情報の保護に関する事項について、取扱いに関する全国的な共通ルールを法律において規定することとされました。

地方公共団体においては、条例により、開示請求等に係る手数料について定めるほか、一部の事項については地域の実情に応じた独自の保護措置を定めることができることとされたことから、本市におきましても綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定したところでございます。

今回制定いたします綾瀬市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則は、教育委員会において、法及び法律施行条例に関し必要な細目的事項を定めるとともに、現行の綾瀬市教育委員会の所管に係る綾瀬市個人情報保護条例施行規則を廃止するものでございます。

加えて、個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、法の規定や国のガイドラインに基づき、市長部局において綾瀬市保有個人情報の管理に関する規程を制定し、安全管理体制を整備しておりますが、教育委員会が所管する個人番号及び特定個人情報の取扱いについても一体的に管理するため、国の指針・ガイドラインに規定する総括責任者、総括保護責任者及び監査責任者、総括保護管理者の職務を、それぞれ副市長、個人情報保護事務主管部長の経営企画部長、個人情報保護事務主管課長の文書法務課長に補助執行させるものであります。

それでは、規則の内容について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条は、個人情報の保護に係る細目的事項について規定しており、法及び法律施行条例の施行に関し必要な事項については、綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行細則その他市長が定める規程の例によることを規定するものでございます。

第2条では、保有個人情報及び個人番号の適切な管理のために必要な措置に関する事務のうち、表の左の欄に定める事務については、それぞれ右の欄に定める市長の補助機関である職員に補助執行させることとし、総括責任者の事務を副市長、総括保護責任者及び監査責任者の事務を個人情報保護事務主管部長、総括保護管理者の事務を個人情報保護事務主管課長に補助執行させることを規定しております。

施行期日につきましては、法の施行日に合わせ、令和5年4月1日とし、また、附則におきまして、現行の「綾瀬市教育委員会の所管に係る綾瀬市個人情報保護条例施行規則」を廃止しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第7号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

部長から、個人情報の保護に関する法律が改正されることによって、市の個人情報保護条例を合わせて改定していきますというお話をいただいたと思います。

その中で、全国的な共通ルールというお話があったかと思いますが、もう少しその詳しい内容、ポイントがお分かりになっていれば教えていただけないでしょうか。以上です。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

共通ルールのポイントということでお答えさせていただきます。

本来、同意がないと第三者へのデータ提供など出来ないことなどは、従来の個人情報保護の概念とは変わっておりません。従来の個人情報の保護に関する法律だと、自治体によって提供するデータ等に差が出てしまうなど、判断が統一されていなかった部分を解消するために全国的な共通ルールを定めたとお伺いしております。

従って、今までの個人情報保護条例と特に大きく変わったというところではなくて、全国的な共通ルールを作ったということになっています。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理人。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

要は、これまではそれぞれの自治体が定めていた個人情報保護条例。それを今回、法律によって全国的に統一した文言で整理をして、扱い方については従前の内容と変わらないという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

職務代理人がおっしゃるとおり、従前の保護条例と基本的には変わっていないということでございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他によろしいでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第7号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第8号議案 綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則及び綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」について、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第8号議案 綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則及び綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたしま

す。

議案書の4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、上段に記載のとおり、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

はじめに、今回の改正の経緯でございますが、定年延長に係る地方公務員法の一部改正に伴い、「再任用短時間勤務職員」という定義がなくなることになり、「定年前再任用短時間勤務職員」が新設され、従前の「再任用短時間勤務職員」は「暫定再任用職員」として整理されることになりました。

事務委任等に関する規則においては教育長の専決事項、職の設置等に関する規則においては職の種類に関する条文の中で、臨時的又は非常勤職員に関するものについては、「再任用短時間勤務職員」を除く旨がそれぞれ規定されておりますが、先ほど申し上げましたとおり、「再任用短時間勤務職員」という定義がなくなることから、文言の整理を行うものでございます。

議案資料の2ページをご覧ください。

現行では「教育長の専決」について、第3条第3号において、任免・委嘱及び解職することができる臨時又は非常勤の職員の定義から「再任用短時間勤務職員」を除く旨を規定しております。

次に、1ページをご覧ください。改正案でございます。

地方公務員法の改正において、「再任用短時間勤務職員」に代わり、「定年前再任用短時間勤務職員」と定義されたことから、本文に規定されております法の条項を、第22条の4第1項又は第22条の5第1項と改正するものであります。

3ページ・4ページをご覧ください。

職の設置等に関する規則についても同様に、法で規定する職の種類に関し、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とするため、本文に規定されております法の条項を改めております。

議案書の3ページにお戻りください。

施行期日でございますが、法の施行日に合わせ令和5年4月1日とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第8号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）



「定年前再任用短時間勤務職員」の方は、どのような働き方なのか、時間や日にち等、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

「定年前再任用短時間勤務職員」でございますけれども、こちらの職につきましては、60歳を超える職員で、希望すれば、短時間勤務が可能な職員のことになります。60歳から65歳まで、週1から週4で働く職員というところになります。

○教育長（袴田毅君）

他によろしいでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第8号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第5 協議事項1 綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針及び適正規模・適正配置の実施に関する方針の素案について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「協議事項1 綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針及び適正規模・適正配置の実施に関する方針の素案について」、ご説明いたします。

綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等に関する基本方針の見直し、並びに同方針を基に策定

された学校施設再整備方針に基づく小規模校対策及び校舎改築時の適正規模・適正配置の検討につきましては、有識者からなる検討委員会を組織し、今年度6回にわたる検討を重ねてまいりました。

令和5年1月17日に検討結果をまとめた報告書及び検討委員会からの意見書が提出されましたことは、教育委員会会議協議会でご報告させていただいてきたところでございます。

検討委員会からの報告書及び意見書を基に、綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針等につきまして、来年度に実施するパブリックコメント案を作成いたしましたので、ご協議くださいますようお願いいたします。

それでは、資料の3ページをお開きください。

まず、「はじめに」では、方針策定の背景や目的などを記載しております。

背景といたしましては、学校の適正規模・適正配置に係る基本的な考え方を定めた「綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等に関する基本方針」が策定から10年以上経過し、また、本市の学校施設のほとんどが40年以上を経過していることから、近年の児童・生徒数の動向や、学校施設の老朽化に対応し、今後における良好な学習環境の確保及び円滑な学校運営の維持を見据え、本方針を改訂することを記載しております。

また、この方針は、綾瀬市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置を進める上での基本的な考え方を定めたものであることを明記しております。

次に、4ページをご覧ください。

第1章では、児童・生徒数と学校施設の状況について記載しております。

グラフは、過去50年間の児童・生徒数の推移及び、35年後までの将来推計となっております。児童・生徒数の合計は、1983年（昭和58年）をピークに減少し、2022年（令和4年）では、ピーク時のおよそ半数（6,967人）となり、35年後の2057年（令和39年）には、ピーク時の約3分の1（4,459人）にまで減少することが予測されています。

次に、6ページ・7ページをご覧ください。

こちらの表は、児童・生徒数の将来推計値による、通常学級数の推計を20年後までまとめたものでございます。

ほぼ全ての学校において減少傾向が見られますが、特に、令和13年には春日台中学校が1学年2学級の計6学級、令和18年には、土棚小学校が1学年1学級の計6学級となる予測となっております。

8ページ・9ページをご覧ください。学校施設の状況でございます。

市内の学校施設は、多くが昭和40年代、50年代の児童・生徒の急増に対して整備され、多

くが築40年以上経過しており、予防保全のための修繕・改修に努めていますが、「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」では、将来的に、長寿命化改修又は改築を実施する必要があるとしております。

次に、10ページ・11ページをご覧ください。

第2章では、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を記載してございます。

このページから19ページにかけて、第1章で整理した現状と課題を踏まえ、適正規模・適正配置を進めるために必要な考え方を示しております。

12ページをご覧ください。

中段に、適正規模の定義を記載しております。学校教育法施行規則では、学校規模について、12学級以上18学級以下を標準とする規定がありますが、地域の実情により、この限りではないとされています。

本市におきましては、学校規模によるメリット・デメリットを精査し、検討委員会での議論や保護者への調査等を踏まえて定義いたしました。中学校においては、適正規模を「12～24学級（各学年4～8学級）」から「9～18学級（各学年3～6学級）」に見直しております。

また、将来変化は学級数よりも先に児童・生徒数に表れるため、単に「学級数」に着目するのではなく、児童・生徒数の動向に注視することとしています。

次に、13ページをご覧ください。

適正配置の定義につきましては、一部の地域の通学区域の見直しや近隣校との統合の際、児童・生徒の通学距離について、国の基準である小学校おおむね4km以内・中学校おおむね6km以内を踏まえ、現在の学校区を基本としながら進めていくことを記載しております。

現状の通学区域は、小・中学校の新設に伴い、原則として自治会の地区を分断しないよう設定されてきた経緯から、必ずしも小・中学校は通学区域の中心には位置しておりません。

14ページは小学校の通学区域の現状、15ページは中学校の通学区域の現状の図でございます。

次に、16ページをご覧ください。

適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方となります。

子どもたちにとって必要なこと、大切にすべきことは、適正な規模の学校環境で、様々な考え方や価値観に触れ、学びを育んでいくことであり、今後、小規模校化が予測される学校では、本基本方針に基づき、適正規模・適正配置の検討を進めることを記載しております。

18ページをご覧ください。

適正規模に近づけるための対応策について記載しております。

児童・生徒の通学の安全性や通学距離等への配慮はもとより、学校が地域社会の長い歴史の中で培った経緯等を十分配慮し、現在の学区や自治会区を基本としながら、通学区域の見直しや近隣校との統合を進めていくこととしています。

次に、20ページをご覧ください。

第3章は、適正規模・適正配置を検討する際の、留意事項でございます。

安全で安心な通学路の確保や、通学距離への配慮、特別支援教育や外国につながる子どもたちなど、多様な教育的ニーズへの支援、地域と学校の関係の維持・向上等、方針の継続的な見直し、今後も必要となる旨について記載しております。

以上が「通学区域等に関する基本方針」の説明となります。

続きまして、「綾瀬市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の実施に関する方針」の素案について、説明いたします。

小規模校化が最も著しい土棚小学校・春日台中学校の学区を中心とした南部地域と、施設の老朽化が進む綾北小学校・綾北中学校について、今後10年間を見据えた学校の適正規模・適正配置の具体的な対応策を記載した内容となります。

22ページをお開きください。

土棚小学校と春日台中学校を中心とした市内南部地域の学校において、将来的に小規模校化が進んでいくため、対策が必要である旨を記載しております。検討委員会の意見等を踏まえ、土棚小学校についてシミュレーション1及び2の2案、春日台中学校についてはシミュレーション3及び4の2案の合計4案のシミュレーションを実施し検討委員会で検討いたしました。

24ページをご覧ください。24ページ・25ページは、土棚小学校に関するシミュレーションとなります。

「シミュレーション1」は、土棚小学校を落合小学校に統合する検討となります。

統合後は、統合した小学校と近隣の綾南小学校において、20年後まで適正規模を維持できるため、良好な学習環境を確保できる予測となっております。

25ページの「シミュレーション2」は、土棚小学校を綾南小学校に統合する検討でございます。統合した小学校は適正規模が維持できますが、落合小学校が将来的に小規模校化する可能性が残る予測となりました。

次に、26ページをご覧ください。

26ページ・27ページは春日台中学校に関するシミュレーションとなります。

26ページの「シミュレーション3」は、春日台中学校と隣接する綾瀬中学校の通学区域の見直しについてですが、通学区域を見直す地域の、変更による通学上の利点が少ないことや、通学区

域の見直しにより、2校とも適正規模の下限を推移することとなり、小規模校化する可能性がある予測となりました。

27ページの「シミュレーション4」は、春日台中学校の綾瀬中学校への統合についての検討となります。統合した中学校では、20年後まで適正規模を維持できるため、良好な学習環境を確保できる予測となっております。

28ページをご覧ください。

28ページには、シミュレーションの結果を受けて、今後の南部地域の方向性について、まとめたものでございます。

児童・生徒数の将来推計により、令和13年に小規模校化が予測される春日台中学校と、令和18年に小規模校化が予測される土棚小学校について、それぞれ綾瀬中学校、落合小学校との統合は優位性が高いとし、南部地域の小学校と中学校は密接に関係していることから、小・中学校の適正化に向けた具体的な検討は、学校の改築事業と連携しながら進めることとしております。

29ページ以降は、綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画において、老朽化により改築の検討時期を迎えている綾北小学校及び綾北中学校についてのシミュレーションとなります。

こちらの2校につきましても隣接する学校を含めて、児童・生徒数の将来変化から適正規模・適正配置の検討をし、20年後まで適正規模が維持されることから、現状の通学区域を変更せず、将来推計に基づく児童・生徒数の動向を踏まえた柔軟な対応ができるよう、施設規模等に配慮しながら、単独での改築を行うことを記載しております。

今後につきましては、本日ご協議いただきました素案を方針案とし、広く意見を募るため、来年度の6月から7月にかけて、パブリックコメントの実施を予定しております。パブリックコメント実施後に、教育委員会会議でご報告申し上げ、各方針を決定していただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、協議事項1のうち、「綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等に関する基本方針」に関しまして、質疑・ご意見がございましたらお願いいたします。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

まず今回の基本方針の見直しの目的を再度確認させていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

市内小・中学校の児童・生徒は、現在ピーク時の約半分まで減少しており、今後も減少が予測されています。

また学校施設は築40年以上を経過する建物が多く、特に、綾北小学校・綾北中学校は、更新の時期を迎えているため、近隣校の状況を見ながら検討を行う必要があり、通学区域検討委員会により検討を進めることにいたしました。

また近年、国により行われた法改正では、令和3年度から令和7年度までに、小学校全学年で35人以下となり、綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画策定時に行われた将来推計とは変更となる懸念があるため、改めて小・中学校の将来推計について詳細に調査した後、同計画で小規模校化が予測されていた土棚小学校、落合小学校、春日台中学校など、南部地域についても検討を進めていくことといたしました。

なお、検討委員会による検討を進めるに当たり、今回、改めて調査を行う、市全体の将来推計を鑑み、これからの市内小・中学校の在り方や児童・生徒にとっての良好な学習環境を確保するための通学区域基本方針の見直しとともに、今後における学校の適正規模・適正配置に係る基本方針についても、有識者の意見をうかがい、検討を行うことといたしました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

平成23年4月策定の通学区域の基本方針と、今回の基本方針で変化が見られたところは何でしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

主な変更点としましては、三点ございます。

一点目は、中学校の標準学級数を、12から24の学級から9から18に変更したこと。

二点目は、小規模校対策に着手する時期について、様々な選択肢があるうちに検討に着手することが必要であるため、将来推計でと追記したこと。

三点目は、方針の定期的な見直しや、ほかの計画との連携を行う旨を記載したこと等が挙げられます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他に、ございませんか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

適正規模・適正配置について3点、お聞きしたいと思います。

まず、12ページの3番に適正規模の定義とありますが、中学校の適正規模の定義が変更になっている理由を確認させてください。

次に、16ページの1番に将来推計とありますが、これはどのような算出方法なのか、期間はどの程度の長さなのかお聞きしたいと思います。

最後に、18ページの1番、通学区域の見直しについて、これは全体の学校区を変えずに、一部区域をのみ編入するという解釈でよろしいのか確認をしたいと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

今回、中学校の適正規模の定義が変更になっている理由についてでございますが、平成23年策定の通学区域基本方針において、1学年3学級の中学校は、小規模校に分類されており、現方針では、対策の必要がない規模であると定義されております。

現在既に1学年3学級となっている中学校があり、また、将来推計により今後において、他の中学校でも、1学年3学級となることが予測されていることから、検討が行われました。

現在1学年3学級となっている学校について、学校運営が問題なく成り立っている経緯や、保護者の意向調査においても、参考に検討を進めた結果、現在の当該校に合わせまして、1学年3学級を下限としていくことを定義いたしました。

続きまして、将来推計の算方法及び期間についてでございますが、こちらにつきましては、国の機関であります国立社会保障・人口問題研究所というところがございます。こちらのほうが、5年に一度推計を出してございまして、基本方針については、こちらで短縮して社人研の平成30年の推計データをベースに、直近5年の地域別移動率を平均して、学齢期人口を抽出、地域別の就学率を掛けて、児童・生徒数の推計を算出したものでございます。

なおこちらにつきましても、5年に一度の変更がありますことから、基本方針におきましても、5年に一度見直しをかけていく予定でございます。

続きまして、全体ではなく、一部の編入の見直しでよいのかということでございますが、平成23年に制定されました基本方針では、小規模校対策の検討に着手する時期、または、校舎改築時において検討を始めるという文言があることから、先ほど申し上げましたとおり、綾北小学校

・綾北中学校が更新の時期を迎えている。それから、南部の土棚小学校、落合小学校、春日台中学校においても小規模校化が懸念されていることから、全体ではなく、学区の一部ということで検討を始めたものでございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

将来推計の期間は。

○学校教育課長（堺千津子君）

20年となっております。

○教育長（袴田毅君）

他は、よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

保護者の意向調査の実施目的、実施方法、結果からどのようなことを読み取ることができたのでしょうか。教えていただけるとありがたいです。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

保護者への意向調査に係るご質問でございますが、児童・生徒数の減少に伴い、学校が小規模校化する中で、将来において子どもたちが、よりよい環境で学べるように、学習・通学環境等の学校生活の実情について、市内の小・中学校に通学する児童・生徒6,967人の保護者を対象に実施したものでございます。

小・中学校別で、兄弟が同じ学校にいる場合には年下の子どもを基準として回答を依頼したことから、対象者の実人数は5,766人となっております。

外国人等のために、やさしい日本語版を作成するなどの配慮を行い、学校を通じてチラシを配布し、QRコードを読み取り、ウェブフォームで回答をいただく形といたしました。

内容は通学時間や望ましい学級数、学区の制定で重要だと思う項目等についてお聞きました。回答率は41.4%、2,387人となっており、貴重なご意見として、検討委員会で検討を行う際の参考といたしました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）



11ページの小規模校のメリット・デメリットについて、学校運営面では検討委員会からご意見はありましたか。また、小学校・中学校での違いなどありましたか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

小規模校のメリット・デメリットに対する、検討委員会の意見についてでございますが、デメリットといたしましては、学校行事の活気がなくなり、共同的な活動が行いにくくなる。1校当たりの教職員の総数が減少し、1人の教員が受け持つ学年が増加することで、授業の準備や教材研究の時間が増加すること。

また、メリットとしては、異学年の交流が活発になる。教員同士の連携が取りやすい等のメリットが意見として出されました。

また、小学校・中学校での違いでございますが、小学校では、突然の休みと対応する教員が少ないなど、校務の負担が増加し、働き方のバランスが取りにくくなる。一方、中学校では、標準時数の差により、教職員間のバランスが取りづらい、免許外の科目を受け持つ機会が増加する等の意見が出されました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

質問ではありませんが要望として、お願いをしておきたいと思えます。

基本方針の17ページの留意事項に、いろいろ配慮していく中でも、特に子どもたちの安全面、通学路も含めながら学区の見直しを進めていくと書かれていますので、安心していらっしゃるのですが、今後いろいろな計画・検討を進める際にこういう視点を忘れないようにしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

続いて、「適正規模・適正配置の実施に関する方針」に関しまして、質疑・ご意見がございましたらお願いします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

南部地域の小規模校対策について、検討委員会ではどのように議論が行われて今回の方針案となったのかお聞かせください。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

春日台中学校が現在、適正規模の下限である学級数となっており、令和13年には6学級に減少する予測となっております。

児童・生徒数の変化を見ると、小学校の対策よりも先に、小規模校対策が必要であることがわかったため、次の検討を行いました。

始めに春日台中学校の通学区域見直しについて検討を行いました。綾瀬中学校区の一部について、春日台中学校区へ編入するシミュレーションを行い提示しました。

通学路の安全性や、通いやすさを考えたところ、学区を変更する大きなメリットが少ないことや、春日台中学校及び綾瀬中学校共に9学級となるため、将来的に2校とも小規模校となる恐れがあり、引き続き統合の検討を行う必要があることなどが話し合われました。

また、城山中学校区である吉岡地区の一部を春日台中学校へ編入するシミュレーションについての検討を行いました。編入検討地域の生徒数が少ないため、春日台中学校の小規模校化が解消されないことがわかりました。

次に、春日台中学校を綾瀬中学校へ統合する検討を行いました。将来推計によるシミュレーションを行い、現在の学校区や自治会区を基本とした統合を行い、適正規模を20年後まで維持できるため、他の対策よりも優位性が高いことがわかりました。

土棚小学校についてでございます。土棚小学校が現状で適正規模を下回り、令和18年に6学級に減少予測となっているため、始めに、将来推計により、小規模校となる予測となっている落合小学校との統合を検討いたしました。

現在の学校区や自治会区を基本とした統合を行い、適正規模20年後まで維持できるため、他の対策よりも、優位性が高いことがわかりました。

春日台中学校の検討が進み、方向性が決定した後に検討を進めて始めていく形となるかと思われます。

次に、土棚小学校を綾南小学校へ統合する検討を行いました。土棚小学校を、綾南小学校へ統合した場合、統合の前後で、児童の通学の負担は変わらないが、落合小学校が小規模校化する恐れがあり、統合を行った後も引き続き小規模対策に検討を行う必要があることがわかりました。

対策を行ってもなお、南部地域における小規模校対策を継続的に行う必要があることから、根本的な小規模対策にならないことがわかりました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

今度は南部ではなくて北部のほうで、こちらのほうは急ぎではないのですが、綾北小学校の建て替えの議論は、どのように行われて今回の方針になったのか教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

方針にのっとり、通学区域の将来推計により、綾北小学校及び綾北中学校の近隣校を含めてシミュレーションを行いました。

シミュレーションの結果、20年後まで適正規模が維持される見込みであることから、将来推計に基づく、児童・生徒数の動向を踏まえた柔軟な対応ができるよう、施設規模等に配慮しながら、改築を行うことなどが話し合われました。

また、通学区域の見直しについて検討を行いました。現在の学校区が地域との話合いで決定されている背景や、将来推計により、どの学校も20年後まで適正規模が維持されていることから、現状のまま建て替えを行うとの結論に至りました。

なお、北の台中学校につきましては、現在の将来推計で、学級数を維持する予測となっておりますが、今後の動向を注視し、将来的に北の台中学校が小規模校となった場合、綾北中学校へ統合する可能性があることを予測し、綾北中学校の建て替えを進めていくことなどが話し合われました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他に、ございますか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

通学距離について伺います。

統廃合を行った場合、南部地域での通学距離はどのくらいと想定していますか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

土棚小学校を落合小学校へ統合した場合、現在の土棚小学校の最長距離は1キロですが、2.4キロとなります。

春日台中学校を綾瀬中学校へ統合した場合、現在の最長距離は2.7キロですが、春日台中学校を綾瀬中学校へ統合した場合3.1キロとなります。

小・中学校の現在の最長距離は小学校で3.1キロ、中学校で4.3キロなので、その範囲内となっております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

平出委員。

○委員（平出恵子君）

統合した場合、土棚小学校から落合小学校へ行く通学距離が、かなり長くなってしまうようですが、小規模校としての存続の議論はなかったのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

少人数による学級運営のメリットや、支援が必要な子どもたちの対応ができるのではないか等の意見がありましたが、子どもたちにとっての良好な学習環境の確保や、学校運営が困難となる恐れがあり、方針の基本的な考え方である適正規模が維持できないことや、保護者の意向調査の結果から、小規模校の存続はしない旨の結論となりました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

平出委員。

○委員（平出恵子君）

統合先を綾南小学校ではなく落合小学校とした理由はありますか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

落合小学校は、将来推計から小規模校化する予測となっており、近隣校の綾南小学校は、20年後も適正規模となる予測となっているため、2校での統合を検討いたしました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

平出委員。

○委員（平出恵子君）

通学距離を考えますと、保護者のアンケートでも、通学距離はできれば30分以内が適切と考えている声が多かったようですが、スクールバス等の検討はされましたか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

今回、南部の統合が行われた場合でも、現在の最長距離を超えないことから、スクールバスについては、市全体を考えながら、慎重に判断していかなければならないことから、現在のところ検討はしておりません。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

平出委員。

○委員（平出恵子君）

現在でも綾南小の近くにあるダイアパレスなどでは、学区外通学ということで土棚小もしくは綾南小というふうに選べるような形になってはいますが、そういった選択もできるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

学区外通学、学校の指定変更等につきましては、現状の基準と照らし合わせながら、統合が行われる際に、地域との話し合いの中で検討していくことになると考えております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

現在の学区や自治会を基本にして、通学区の見直しを行っていますが、自治会区の区ごとに学区を割り振るメリットはどんなものでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

現在の学区は、小・中学校の新設に伴い、地域との協議を行い、原則として自治会の地区を分断しないような制定や、通学の安全性等を踏まえて制定されてきた経緯がございます。そのため、今後も、現在の学校区や自治会区を基本としながら、一部の地域の通学区域のみを見直しや近隣

校との統合を進めていくことを定義しています。

本市では、学区の見直しを行う検討の際に、自治会から、学区の見直しを行わないよう、強い要望等があったため、学区の見直しを行わなかった経過がございます。

現在も、自治会区などのコミュニティの形成等の配慮は行っていくものと考えてございます。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

今後のスケジュールなどをわかる範囲で教えていただければと思います。

それと、方針策定後の検討は、どのように行うのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

今後のスケジュール、方針策定後の予定でございますが、令和5年6月から7月にパブリックコメントを実施し、その後、修正等を行い教育委員会会議に付議し、方針を策定してまいります。

方針策定後は、教育委員会内及び、市長部局等の関係課と連携、調整を行いながら進めていく予定となっております。

直近では、令和13年に春日台中学校が小規模校化することがあることから、そちらに向けて調整を進めていくものと考えております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

私のほうからひとつ良いですか。統廃合によって、小学校の通学距離がちょっと長くなるのが心配で、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では確かに小学校は4キロ以内、中学校は6キロ以内と謳っているのですが、現実、この小学校の4キロというのは、大変な距離だと。特に、もし小学校低学年の子が片道4キロ歩くとなれば、相当の距離があると普通は考えると思いますが、検討委員会で、委員からどのような意見が出ていたのか、教えていただけないでしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

通学距離、通学時間に対してどのような意見があったかというご質問でございますが、国の通学距離の基準である小学校の4キロは、低学年の子にはとても歩ける距離ではないという同様の

意見が出されました。

また、通学距離や時間の基準については、低学年と高学年のような学年の差、それから個人の差があることを考慮する必要があるという意見が出されました。

また、通学距離が増加する場合に、自転車通学を認めて欲しいという意見が出るのが考えられますが、本市では、城山中学校を除く全ての中学校で、安全面を考慮して自転車通学が廃止された経緯があるため、慎重に判断を行う必要があるとの意見が出されました。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

アンケートについて、全体では41.4%の回収率だったと先ほど説明がありましたが、小学校と中学校での回収率の差はどの程度だったか教えてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

回収率のお尋ねでございますが、規模の大きさと、回答率に相関関係は見られませんでした。小学校では35～40%、中学校では28～35%程度となっております。

学年ごとの回収率については、兄弟が同じ学年にいる場合、下の学年の子どもを基準にするため、学年が上がるほど回収率が下がっています。小学校1年生は49%、6年生が約26%、中学校は1年生が約39%から3年生が約25%となっております。ちなみに特別支援学級の回収率は、小学校で30%、中学校で17%となっております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

感想ですが、やはり小学校のほうが中学校のほうが回収率が高い。それだけ通学の問題は大きく、関心が高いのだと私は感じました。

どちらにもメリット・デメリットはありますが、その中でもやはり子どもたちにとっての良い学習環境というところを考えながら進めていくのが改めて大事なかなと思いました。

それでは、他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

委員の皆様から素案に対しご質問・ご意見をいただきましたが、素案に修正が必要となるご意見等はなかったことから、この協議をもちまして素案を決定し、パブリックコメントに向けた準備を進めたいと思います。

それでは、協議事項1については、これで終了といたします。

---

○教育長（袴田毅君）

それではこれより、非公開とした審議に入りますが、本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。

「日程第6 第9号議案 臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事異動について）」、この件を議題といたします。

なお、本件以降の本日の審議につきましては、会議の冒頭にお諮りしましたとおり非公開審議といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第9号議案 臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事異動について）」、ご説明いたします。

秘密会追加議案書の1ページをご覧ください。

教育委員会の課長相当職以上の人事異動でございます。

まず、令和5年3月31日付けの退職でございます。

学校給食センターの森山所長が、定年のため退職いたします。

また、上山教育部参事兼教育指導課長が、綾瀬中学校の校長として転出するため、辞職いたします。

次に、4月1日付けの採用でございます。

保険年金課の比留川課長が学校給食センター所長として、城山中学校の渡邊教頭が教育指導課長として教育委員会に採用となります。

秘密会追加議案資料の1ページをご覧ください。

1ページには、3月31日現在と4月1日以降の教育委員会部局の課長相当職以上の一覧を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第9号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第9号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）



○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

ここで暫時休憩いたします。

（ 関係者以外の退席 ）

---

（ 非公開の審議 ）

---

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議 3 月定例会を閉会いたします。

午後 2 時 5 0 分 閉会